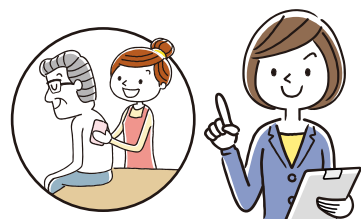


お申込みの流れ

- 1 事業所様からのお問合せ・支援申込み。
- 2 支援申込みの受付（長崎県社会保険労務士会）
- 3 担当する専門家を決定し、事業所様へ連絡いたします。
（訪問日時の調整や必要事項を伺います。）

訪問による支援は3回まで可能です。



訪問 1回目

- 相談内容の確認
- 現状の把握・要件の整理
- 必要書類等のアドバイス



訪問 2回目

- 計画書類等の制作補助・指導
- 確認事項の査収・確認
- 取得区分の決定



訪問 3回目

- 確認事項整理
- 書類等の実務指導・最終確認

◎訪問による支援は長崎県の委託事業として実施しますので事業所様の費用負担はありません。なお、予算上限に達し次第、終了となります。
◎アドバイザーは雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。

申込書 この用紙を使用し、FAX またはメールにてお申込みください。

事業所	ふりがな ----- (法人名)		
	ふりがな ----- (事業所名)		
住 所	〒		
連絡先 (電話番号)		区 分	☐ 介護保険 ☐ 障害福祉
担当者名	ふりがな -----	従業員数	介護職員等 人 その他 人
相談内容 ご要望等			
これまでに当事業による支援を申込んだことはありますか？ ☐ ある ☐ はじめて			
処遇改善加算の取得状況を教えてください。 ☐ 加算Ⅰイ ☐ 加算Ⅱイ ☐ 加算Ⅱロ ☐ 加算Ⅲ ☐ 加算Ⅳ ☐ なし			

申込書送り先 **FAX 095-821-2515** **メール sr-kaigo@sr-nagasaki.or.jp**

お申込み・お問合わせ



長崎県社会保険労務士会
〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B
TEL.095-821-4454

県担当課

介護保険サービス関係
長寿社会課
障害福祉サービス関係
障害福祉課

TEL.095-895-2431
TEL.095-895-2455

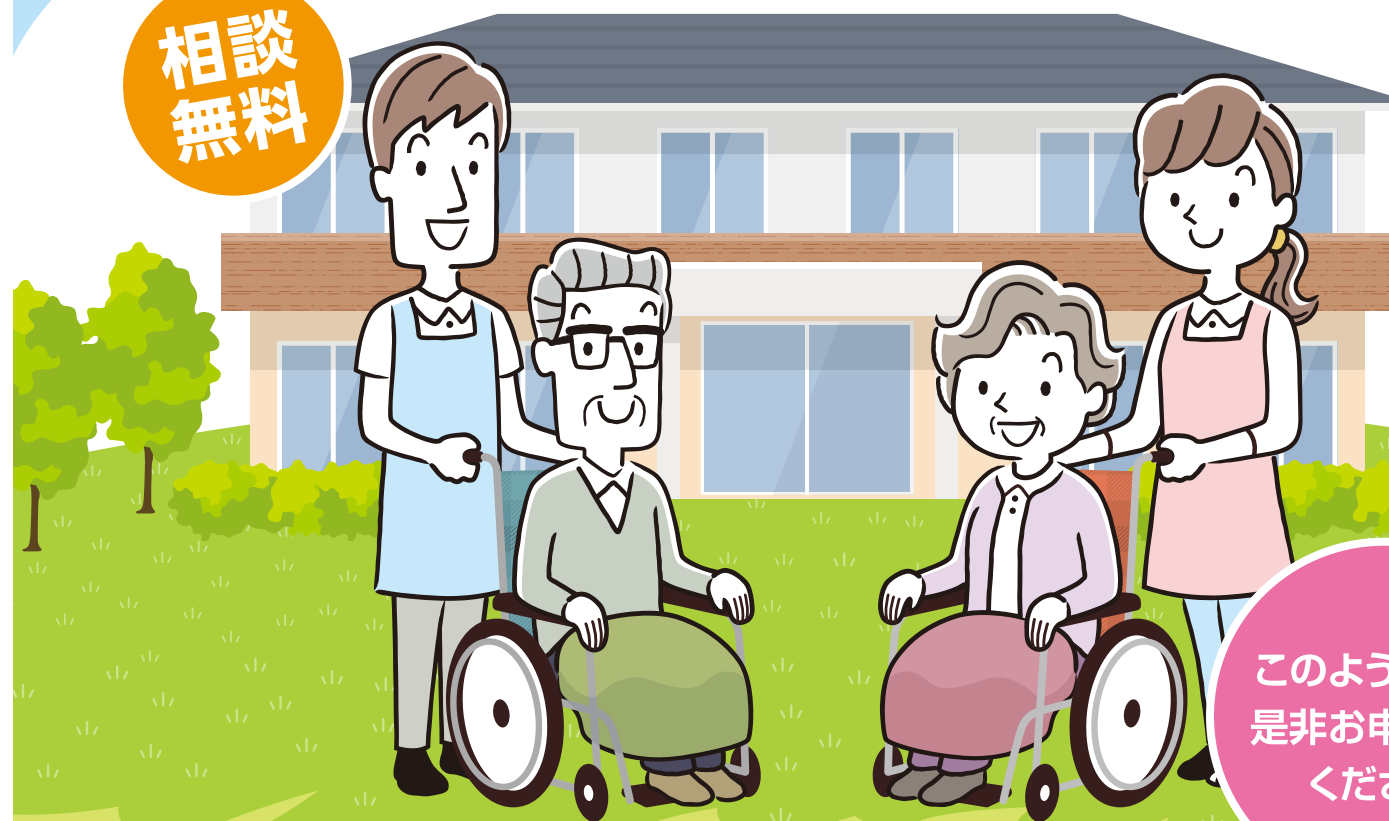
長崎県委託事業

介護職員処遇改善加算等 取得促進支援事業

職場環境を改善して処遇改善加算を取得することにより、
従業員の給与アップにつなげ、人材の採用と定着を図りましょう。

長崎県社会保険労務士会では、長崎県からの委託を受けて
介護保険サービス事業所様や障害福祉サービス事業所様が、「介護職員等処遇改善加算」や
「福祉・介護職員等処遇改善加算」の取得および上位区分への移行ができるよう
専門家による支援を行っています。

相談
無料



このような時は
是非お申し込み
ください。

処遇改善加算が取得できる就業規則や賃金規定を整備したい

処遇改善加算の取得や上位区分への移行に必要な要件について相談したい

人材確保のために従業員の処遇改善を図りたい

キャリアパス要件についてアドバイスがほしい

長崎県社会保険労務士会に所属する専門家(社会保険労務士)が事業所様を訪問し、無料でお手伝いをいたします。
これまでも多数の事業所様が本事業を活用して処遇改善加算を取得しておられます。



長崎県社会保険労務士会

1. 処遇改善加算の取得要件について（令和8年度）

◎介護保険サービス事業所

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		◎賃金体系等の整備及び研修の実施等(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ) ◎加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○	○	◎	◎
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額440万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○	○
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の
介護職員分の**加算率を上乗せ**

注1)新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等 要件)又は令和8年度特例要件により算定可能。
※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。
注2)令和8年度特例要件:以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア)訪問、通所サービス等:ケアプランデータ連携システムに加入(※)し、実績の報告を行う。
イ)施設サービス等:生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得(※)し、実績の報告を行う。※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ)社会福祉連携推進法人に所属していること。

◎障害福祉サービス事業所

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		◎賃金体系等の整備及び研修の実施等(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ) ◎加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○(※1)	○(※1)	◎(※2・3)	◎(※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○(※3)	○(※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の福祉・
介護職員分の**加算率を上乗せ**

注)新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)又は令和8年度特例要件により算定可能。
※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可。
(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + b.全体から8以上(*)
(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上・⑩必須) + d.全体から14以上(*)
(※3) d 又は e.キャリアパス要件Ⅳ(*)のいずれかを満たしていれば可。
(※4) 令和8年度特例要件:ア・イのいずれか及びウを満たすこと。
ア)職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上(⑩⑪必須)(*)
イ)社会福祉連携推進法人に所属していること。
ウ)加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月額賃金で配分(*)
(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

2. 加算を取得するためには以下の要件を満たすことが必要

1 キャリアパス要件

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲは根拠規程を書面で整備の上すべての職員に周知が必要

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳについて、令和8年度特例要件を満たす事業所に限り、令和8年度中の整備を誓約した場合は要件を満たしたものとされます。

Ⅰ～Ⅳ

キャリアパス要件Ⅰ 任用要件・賃金体系

介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

Ⅰ～Ⅳ

キャリアパス要件Ⅱ 研修の実施等

介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等)

Ⅰ～Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ 昇給の仕組み

介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a 経験に応じて昇給する仕組み b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス要件等Ⅳ 改善後の賃金額

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

440万円以上の賃上げが困難である場合は**免除(介護)**

※障害福祉サービス等事業所は460万円以上

Ⅰ

キャリアパス要件Ⅴ 介護福祉士等の配置(介護)

サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

※サービス類型ごとに届出が必要な加算あり。

配置等要件(障害福祉)

福祉専門職員配置等加算(訪問系は特定事業所加算)の届出を行っていること。

※重度障害者等包括支援、施設入所、短期入所、就労定着、居宅訪問型児童発達、保育所等訪問支援にあたっては配置等要件に関する加算がないため配置等要件は不要。

2 月額賃金改善要件

Ⅰ～Ⅳ

月額賃金改善要件

新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の改善に充てる。

現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。(賃金総額は一定のままで可)

3 職場環境等要件

賃金改善以外の処遇改善(職場環境の改善など)の取組を実施すること。

職場環境等要件について、令和8年度特例要件を満たす事業所に限り、令和8年度中の整備を誓約した場合は要件を満たしたものとされます。

Ⅰ・Ⅱ

6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

Ⅲ・Ⅳ

6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。

生活業務改善

- ✓ 両立支援、多様な働き方の推進
- ✓ 生産性向上のための業務改善の取組
- ✓ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ✓ 入職促進に向けた取組
- ✓ 腰痛を含む心身の健康管理
- ✓ やりがい、働きがいの醸成

令和8年度特例要件

■介護 以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

- ア) 訪問、通所サービス等:ケアプランデータ連携システムに加入(※)し、実績の報告を行う。
- イ) 施設サービス等:生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得(※)し実績の報告を行う。
※加算の申請時点では、加入又は取得の制約で算定可能
- ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

■障害福祉 以下のア・イいずれか及びウを満たすこと。

- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上(⑩⑪必須)(※)。
- イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。
- ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月額賃金で配分(※)。
※加算の申請時点では、加入又は取得の制約で算定可能